

様式第十二号(第十条の十二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
令和〇〇年△△月××日	
島根県知事 殿	住所は、略字や地番を省略せずに、法人の登記事項証明書や住民票のとおりに入ります。
申請者	
住所	〒692-0000 安来市安来町△△△番地
氏名	安来株式会社 代表取締役 島根 太郎
電話番号	0854-23-□□□□
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。) 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 感染性産業廃棄物、廃石綿等 以上5品目積替え・保管を行わない。
事務所及び事業場の所在地	事務所 安来市安来町△△△番地 電話番号 0854-23-△△△△
	事業場 安来市安来町□□□番 電話番号 0854-23-△△△△ 松江市殿町×××番 0852-22-△△△△
事業の用に供する施設の種類及び数量	別紙第2面「3. 運搬施設の概要」 のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	該当なし 積替え・保管を行う場合はその場所の住所、面積、特別管理産業廃棄物の種類を記入します。高さ制限は、屋外で容器を用いずに保管する場合に記入します。なお、積替え・保管を行わない場合は、「該当なし」と記入します。
※ 事務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	島根県	03250654321
	広島県	〇〇〇××△△△△△△

収集運搬業、処分業を問わず、また、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業を問わず有する処理業許可をすべて記入します。

申請者(個人である場合) **個人申請の場合記入**

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
やすぎ たろう 安来 太郎	昭和20年1月1日	島根県安来市広瀬町△△番地 本籍を記入	島根県大田市大田町××番 住所を記入

(法人である場合) **法人申請の場合記入**

(ふりがな)名称	住所
やすぎかぶしきがいしゃ 安来株式会社	島根県安来市安来町△△△番地

本籍や住所は、略字や地番を省略せずに、法人の登記事項証明書や住民票のとおり記入します。

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
該当なし			

該当がない場合は、「該当なし」と記入します。

(法人である場合)

(ふりがな)名称	住所
該当なし	

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		
該当なし			

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
しまね たろう 島根 太郎	平成10年1月1日	島根県安来市安来町〇〇番地 本籍を記入	島根県安来市安来町△△番地 住所を記入
まつえ はなこ 松江 花子	昭和50年2月2日	島根県松江市殿町××番地 本籍を記入	同上 住所を記入
やすぎ いちろう 安来 一郎	昭和60年3月3日	島根県安来市伯太町東母里□□番地 本籍を記入	同上 住所を記入

基本的に法人の登記事項証明書に記載のある役員(監査役含む。)が該当しますが、相談役、顧問等役員に準ずる者がいる場合は、これらの者もすべて記入します。なお、本籍地と住所は、略字や地番を省略せずに、住民票のとおり記入します。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
しまね たろう 島根 太郎	平成10年 1月1日	500株	島根県安来市安来町〇〇番地	本籍を記入
		50%	島根県安来市安来町△△番地	住所を記入
まつえ はなこ 松江 花子	昭和50年 2月2日	200株	島根県松江市殿町××番地	本籍を記入
		20%	同上	住所を記入
かわもとじろう 川本 二郎	昭和35年 3月5日	200株	島根県邑智郡川本町川本△△番地	本籍を記入
		20%	島根県邑智郡川本町川本□□番地	住所を記入
		株式数又は出資金額を記載する欄は単位(株、円)を記入します	本籍地と住所は、略字や地番を省略せずに、住民票のとおりに入ります。	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
該当なし		支店等の代表者(契約締結の権限を有する者)がいる場合は、該当者を記入します。該当がない場合は、「該当なし」と記入します。	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

手数料は、島根県収入証紙で納付します。(松江市・島根県共同設置松江保健所へ申請する場合は現金での支払いです。島根県収入証紙による納付はできません)
新規許可申請は額面81,000円、更新許可申請は額面74,000円です。

(第1面)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

主に県内の建設工事に伴って発生する廃石綿等、ガソリンスタンドから出る廃油、化学肥料製造業者から排出される廃酸、廃アルカリを排出事業者の委託を受けて収集運搬する。

また、そのほかに県内事業者が排出する特別管理産業廃棄物についても、排出事業者の委託を受けて許可の範囲内で収集運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油(揮発油 類、灯油類、 軽油類)	40t/月	液状	島根県内の各ガソ リンスタンド	該当なし	★★産廃(株) 安来市△△町□□番地
2	廃酸(pH2.0 以下)	5t/月	液状	(有)◎◎化学肥料	該当なし	(株)■●環境 鳥取県××市○○町◇ ◇番地
3	廃酸(トリク ロロエチレ ン、テトラク ロロエチレ ン)	5t/月	液状	同上	該当なし	同上
4	廃アルカリ (pH12.5以 上)	10t/月	液状	同上	該当なし	同上
5	廃アルカリ (砒素又は その化合物)	10t/月	液状	同上	該当なし	同上
6	感染性産業 廃棄物	5t/月	バイオハザード マーク付専 用容器封入済	島根県内の各病院	該当なし	排出事業者の指定する 島根県内の処分業者
7	廃石綿等	20t/月	2重袋封入済	島根県内の排出事 業者	該当なし	エコ●●(有) 松江市○○町△△番地
8						
9						
10						

運搬量は、見込み量を記入します。

予定が明らかなものについてはそれを記載しますが、明確でない場合は記入例のように記入します。

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
本欄に書ききれない場合は、別紙一覧表とすることも可能です。					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	保冷車	島根◇◇ あ 12-34	2,250	自社	ペイント式表示
2	フックロール車	島根◇◇ い 56-78	2,000	自社	借用、マグネット式表示
3	5t ダンプ	島根◇◇ う 91-23	5,000	自社	マグネット式表示
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		安来市安来町△△△番地			
駐車場の所在地		安来市安来町□□□番、松江市殿町×××番 ※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
ケミカルドラム缶	廃油、廃酸、廃アルカリ	200L 50個		含水率が高いものを運搬する場合は、水密性容器を用意します。 動植物性残さ等悪臭のあるものを運搬する場合は、密閉式容器が必要です。	
廃石綿等用二重袋	廃石綿等	100枚			
バイオハザードマーク付専用容器	感染性産業廃棄物	10個			
シート	飛散防止のため	10枚			

(3) 積替施設又は保管施設の概要

該当なし

積替施設又は保管施設がない場合は、該当がない旨を記載します。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

- ①保冷車
感染性産業廃棄物
- ②フックロール車、ダンプ
廃石綿等、廃油、廃酸、廃アルカリ

用途が決まっていれば記入し、限定しない場合は「限定なし」と記入します。

(2) 収集運搬業務を行う時間

午前8時～午後5時

収集運搬業務を行う予定の時間と休業日を記入します。

(3) 休業日

日曜日、年末年始（12月29日～1月4日）

「社内カレンダーどおり」等と記入した場合は、社内カレンダー等の写しを添付してください。

従業員数の内訳

令和〇〇年△△月××日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	0人	0人	1人	3人	1人 (別に運転手3名が兼務)	0人	8人

兼務がある場合は、重複して計上することのないように括弧書で記入します。

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 廃石綿等を運搬する場合は、排出事業者が廃石綿等用二重袋に封入済みのものをさらにフレコンバッグに入れ、シート掛けを行い、飛散流出を防止する。
また、その運搬に当たっては、法令はもちろん廃石綿等処理マニュアルに従って取り扱う。
- ・ 感染性産業廃棄物は、排出事業者がバイオハザードマーク付き専用容器に封入済みのものを保冷車で運搬する。
また、その運搬に当たっては、法令はもちろん感染性廃棄物処理マニュアルに従って取り扱う。
- ・ 液状物を運搬する場合は、ケミカルドラム缶に入れて車両にしっかりと固定したうえで運搬する。
- ・ 道路交通法を遵守し、廃棄物の過積載はしない。
- ・ 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障を生じないように必要な措置を講ずる。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

講習会終了者が責任を持って環境保全について社内教育を徹底する。
苦情には誠意をもって対応する。

(第6面)

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	島根◇◇ あ 12-34
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> <p>撮影 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ケミカルドラム缶	用途	廃油、廃酸、廃アルカリ
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	令和〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	シート	用途	飛散流出防止
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	令和〇〇年〇〇月〇〇日

第8面は法人が申請する場合に必要な書類です。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額		既存の施設を使用するため、新たな資金は必要としない。
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	○×銀行	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第9面)

第9面は個人が申請する場
合に必要な書類です。

資産に関する調書(個人用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110㎡	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
その他			
資 産 計			38,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	○×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			19,500

(第10面)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年△△月××日

島根県知事様

申請者

住所 安来市安来町△△△番地

氏名 安来株式会社

代表取締役 島根 太郎